電波利用料額表（平成26年10月１日改定）

１　個別免許局ごとの料額（電波法別表第６）　注：広域専用電波を使用するものを除く。

無　線　局　の　区　分					平成２６年１０月１日以降	平成２６年９月３０日まで（参考）
１　移動する無線局（３の項から５の項まで及び８の項に掲げる無線局を除く。２の項において同じ。）	3,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの			６００円	５００円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が6MHz以下のもの		６００円	５００円
			使用する電波の周波数の幅が6MHzを超え15MHz以下のもの	空中線電力が0.05W以下のもの	８００円	７００円
				空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	１０，６００円	８，９００円
				空中線電力が0.5Wを超えるもの	１，１６０，１００円	９６６，８００円
			使用する電波の周波数の幅が15MHzを超え30MHz以下のもの	空中線電力が0.05W以下のもの	１，８００円	１，５００円
				空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	１０，６００円	８，９００円
				空中線電力が0.5Wを超えるもの	３，３６３，８００円	２，８０３，２００円
			使用する電波の周波数の幅が30MHzを超えるもの	空中線電力が0.05W以下のもの	３，８００円	３，２００円
				空中線電力が0.05Wを超え0.5W以下のもの	１０，６００円	８，９００円
				空中線電力が0.5Wを超えるもの	４，４７４，９００円	３，７２９，１００円
	3,000MHzを超え6,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が100MHz以下のもの			６００円	５００円
		使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの			９３，６００円	７８，０００円
	6,000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				６００円	５００円
２　移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの（６の項及び８の項に掲げる無線局を除く。）	3,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるものであつて、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するもの		設置場所が第１地域の区域内にあるもの	４５，３００円	３７，８００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	２４，７００円	２０，６００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	８，２００円	６，９００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	４，２００円	３，５００円
		その他のもの		空中線電力が0.01W以下のもの	８，７００円	７，３００円
				空中線電力が0.01Wを超えるもの	１０，６００円	８，９００円
	3,000MHzを超え6,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	電気通信業務の用に供するもの（電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するものを除く。）			６４，３００円	－
		その他のもの	空中線電力が0.01W以下のもの		８，７００円	７，３００円
			空中線電力が0.01Wを超えるもの		１０，６００円	８，９００円
	6,000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				４，２００円	３，５００円
３　人工衛星局（８の項に掲げる無線局を除く。）	3,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの			３，４９３，５００円	２，９１１，３００円
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの			１５６，２０１，２００円	１３０，１６７，７００円
	3,000MHzを超え6,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの			１５８，６００円	１３２，２００円
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え200MHz以下のもの			３８，７３４，５００円	３２，２７８，８００円
		使用する電波の周波数の幅が200MHzを超え500MHz以下のもの			１１６，９１１，０００円	９７，４２５，９００円
		使用する電波の周波数の幅が500MHzを超えるもの			２６２，６０７，７００円	２１８，８３９，８００円
	6,000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				１５８，６００円	１３２，２００円
４　人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局（５の項及び８の項に掲げる無線局を除く。）	6,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの		設置場所が第１地域の区域内にあるもの	２，１４５，３００円	１，７８７，８００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	１，０７４，０００円	８９５，０００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	２１６，９００円	１８０，８００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	７４，１００円	６１，８００円
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え50MHz以下のもの		設置場所が第１地域の区域内にあるもの	１４，６６３，６００円	１２，２１９，７００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	７，３３３，２００円	６，１１１，０００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	１，４６８，８００円	１，２２４，０００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	４９１，４００円	４０９，５００円
		使用する電波の周波数の幅が50MHzを超え100MHz以下のもの		設置場所が第１地域の区域内にあるもの	２００，１７９，４００円	１６６，８１６，２００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	１００，０９１，０００円	８３，４０９，２００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	２０，０２０，４００円	１６，６８３，７００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	６，６７５，２００円	５，５６２，７００円
		使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの		設置場所が第１地域の区域内にあるもの	４０２，８９３，５００円	３３５，７４４，６００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	２０１，４４８，０００円	１６７，８７３，４００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	４０，２９１，９００円	３３，５７６，６００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	１３，４３２，４００円	１１，１９３，７００円
	6,000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				７４，１００円	６１，８００円
５　自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（８の項に掲げる無線局を除く。）					１，８００円	１，５００円
６　基幹放送局（３の項、７の項及び８の項に掲げる無線局を除く。）	6,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送をするもの	空中線電力が0.02W未満のもの		１，０００円	９００円
			空中線電力が0.02W以上2kW未満のもの		１９２，３００円	１６０，３００円
			空中線電力が2kW以上10kW未満のもの	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	１９２，３００円	１６０，３００円
				その他のもの	８３，９２３，５００円	６９，９３６，３００円
			空中線電力が10kW以上のもの		４１９，６１６，９００円	３４９，６８０，８００円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が100kHz以下のもの	空中線電力が200W以下のもの	５９，０００円	４９，２００円
				空中線電力が200Wを超え50kW以下のもの	２０４，８００円	１７０，７００円
				空中線電力が50kWを超えるもの	３，５５６，２００円	２，９６３，５００円
			使用する電波の周波数の幅が100kHzを超えるもの	空中線電力が20W以下のもの	５９，０００円	４９，２００円
				空中線電力が20Wを超え5kW以下のもの	２０４，８００円	１７０，７００円
				空中線電力が5kWを超えるもの	３，５５６，２００円	２，９６３，５００円
	6,000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				１，０００円	９００円
７　第５条第５項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局（３の項及び８の項に掲げる無線局を除く。）	第５条第５項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの				２００円	２００円
	その他のもの				１，０００円	－
８　実験等無線局及びアマチュア無線局					３００円	３００円
９　その他の無線局	3,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	第103条の２第15項第２号に規定するものであつて、54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用するもの（当該無線局免許人が市町村（特別区を含む。）であるものに限る。）	住民に対して災害情報等を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局（第103条の２第15項第２号に規定するものであつて、54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のみを通信の相手方とするもの		１，１００円	３１，８００円
			その他のもの		３８，１００円	３１，８００円
		その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの		３８，１００円	３１，８００円
			使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	設置場所が第１地域の区域内にあるもの	３，１３１，４００円	２，６０９，５００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	１，５７１，５００円	１，３０９，６００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	３２３，５００円	２６９，６００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	１１５，５００円	９６，３００円
	3,000MHzを超え6,000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	放送の業務の用に供するもの（多重放送の業務の用に供するものを除く。）	使用する電波の周波数の幅が400kHz以下のもの	設置場所が第１地域の区域内にあるもの	２９５，９００円	２４６，６００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	１５３，７００円	１２８，１００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	３９，９００円	３３，３００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	２１，０００円	１７，５００円
			使用する電波の周波数の幅が400kHzを超え3MHz以下のもの	設置場所が第１地域の区域内にあるもの	８６４，３００円	７２０，３００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	４３８，０００円	３６５，０００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	９６，８００円	８０，７００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	３９，９００円	３３，３００円
			使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	設置場所が第１地域の区域内にあるもの	１２，８０４，１００円	１０，６７０，１００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	６，４０７，７００円	５，３３９，８００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	１，２９０，７００円	１，０７５，６００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	４３８，０００円	３６５，０００円
		多重放送の業務の用に供するもの			３８，１００円	３１，８００円
		放送の業務の用に供するもの以外のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの		３８，１００円	３１，８００円
			使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え30MHz以下のもの	設置場所が第１地域の区域内にあるもの	３，１３１，４００円	２，６０９，５００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	１，５７１，５００円	１，３０９，６００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	３２３，５００円	２６９，６００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	１１５，５００円	９６，３００円
			使用する電波の周波数の幅が30MHzを超え300MHz以下のもの	設置場所が第１地域の区域内にあるもの	１０１，７１９，２００円	８４，７６６，０００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	５０，８６５，３００円	４２，３８７，８００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	１０，２０３，１００円	８，５０２，６００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	３，４４３，４００円	２，８６９，５００円
			使用する電波の周波数の幅が300MHzを超えるもの	設置場所が第１地域の区域内にあるもの	２５１，４７３，０００円	２０９，５６０，９００円
				設置場所が第２地域の区域内にあるもの	１２５，７４２，３００円	１０４，７８５，３００円
				設置場所が第３地域の区域内にあるもの	２５，１７８，５００円	２０，９８２，１００円
				設置場所が第４地域の区域内にあるもの	８，４３５，１００円	７，０２９，３００円
	6,000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				２１，０００円	１７，５００円

（備考）
① 第一地域：東京都（第四地域を除く） 第二地域：大阪府、神奈川県（第四地域を除く） 第三地域：北海道、京都府、神奈川県以外の県（第四地域を除く） 第四地域：過疎地、離島等 （電波法別表第６備考第１号から第５号まで）
② 特定地域：岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（電波法別表第６備考第６号）
③ ６，０００MHｚ以下の周波数及び６，０００MHｚを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち６，０００MHｚ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。（電波法別表第６備考第７号）
④ ３，０００MHｚ以下の周波数及び３，０００MHｚを超え６，０００MHｚ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち３，０００MHｚ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、イからホまでに掲げる無線局に係る同表の金額欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち３，０００MHｚを超え６，０００MHｚ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の金額欄の金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。（電波法別表第６備考第８号）
・イ 一の項に掲げる無線局 ６００円 ・ロ 二の項に掲げる無線局 ５００円 ・ハ 三の項に掲げる無線局 ２０，４００円
・ニ 四の項に掲げる無線局 ３，９００円 ・ホ 九の項に掲げる無線局 １，１００円
⑤ 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失することとなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの２分の１に相当する幅とみなして、同表を適用する。（電波法別表第６備考第１０号）

２ 広域専用電波の電波利用料（広域専用電波を使用する免許人の負担額：電波法第１０３条の２第２項に係るものに限る。）

広域専用電波の料額（年額）	９９，８５９，６００円（1MHｚあたり） ※電波法別表第６の１の項又は２の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とする無線局（２，０２５MHｚを超え２，１１０MHｚ以下、２，２００MHｚを超え２，２９０MHｚ以下及び２，５４５MHｚを超え２，６５５MHｚ以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の場合は、６２，１６９，１００円 ※電波法別表第６の４の項又は５の項に掲げる無線局の場合は、２，１２９，８００円 ※電波法別表第６の６の項に掲げる無線局の場合は、２９，３３３，１００円

広域専用電波を使用する場合、国に納めていただく電波利用料の額は、以下により算出した金額の合計額となります。
（使用する広域専用電波の周波数の幅(MHｚ)） ×（電波法別表７に定める使用区域に応じた係数） ×（広域専用電波の料額）
【電波法別表７に定める使用区域に応じた係数】

区域	係数
１ 北海道の区域	０．０２８８
２ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	０．０４８５
３ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	０．４５９０
４ 新潟県及び長野県の区域	０．０２３８
５ 富山県、石川県及び福井県の区域	０．０１６１
６ 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	０．１２０３
７ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	０．１６５４
８ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	０．０３９８
９ 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	０．０２１０
１０ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	０．０６９７
１１ 沖縄県の区域	０．００７６
１２ １の項から４の項までに掲げる区域を合わせた区域	０．５６０１
１３ ５の項から１１の項までに掲げる区域を合わせた区域	０．４３９９
１４ １の項から１１の項までに掲げる区域を合わせた区域	１．００００
１５ 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	０．２２９５
１６ 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	０．０８２７
備考 電波法別表第６備考第５号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される無線局のみに使用させる同法第１０３条の２第２項に規定する広域専用電波に係るこの表の係数欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の１０分の１に相当する数値とする。	

３ 包括免許の電波利用料（電波法第１０３条の２第５項及び第６項）注：広域専用電波を使用する電波法第２７条の２第１号に係るものを除く。

無線局の種類	平成26年10月１日以降
広域専用電波を使用しない電波法第２７条の２第１号に係る特定無線局	５１０円
広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする電波法第２７条の２第１号に係る特定無線局	２００円
電波法第２７条の２第２号に係る特定無線局	前掲の個別免許の電波利用料の無線局の区分に従い同表の金額欄に掲げる金額とする。

４ 同等特定無線局区分に該当する包括免許の電波利用料（電波法第１０３条の２第７項及び８項）注：広域専用電波を使用する電波法第２７条の２第１号に係るものに限る。

無線局の種類	平成26年10月１日以降
広域専用電波を使用する電波法第２７条の２第１号に係る特定無線局	２００円

広域専用電波を使用する携帯電話等の包括免許の無線局については、料額算定に当たり、納付を求める包括免許数に、極めて稠密に利用しているシステムの周波数当たりの利用状況を勘案した上限額を設定し、上限額を超える部分については納付を求めないこととしております。具体的な納付の上限額は、以下の計算式で算定します。

上限額＝２００円×【１０月末日に開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅（MHｚ）】×【別表第７の上欄に掲げる区域に応じた同表の下欄に掲げる係数】×【８０万局（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める１MHｚ当たりの特定無線局の数）】

５　包括登録の電波利用料（電波法第１０３条の２第５項、第６項及び別表第８）

<table>
<tr><td colspan="4">無線局の種類</td><td>平成26年10月１日以降</td></tr>
<tr><td colspan="4">包括登録に係る無線局</td><td>５４０円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">移動しない包括登録に係る無線局</td><td rowspan="8">ア　３，０００ＭＨｚ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち、使用する電波の周波数の幅が６ＭＨｚを超えるもの</td><td rowspan="4">空中線電力が１０ミリワット以下のもの</td><td>設置場所が第一地域の区域内にあるもの</td><td>２，７８０円</td></tr>
<tr><td>設置場所が第二地域の区域内にあるもの</td><td>１，６５０円</td></tr>
<tr><td>設置場所が第三地域の区域内にあるもの</td><td>５２０円</td></tr>
<tr><td>設置場所が第四地域の区域内にあるもの</td><td>３１０円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">空中線電力が１０ミリワットを超えるもの</td><td>設置場所が第一地域の区域内にあるもの</td><td>４５，３００円</td></tr>
<tr><td>設置場所が第二地域の区域内にあるもの</td><td>２４，７００円</td></tr>
<tr><td>設置場所が第三地域の区域内にあるもの</td><td>８，２００円</td></tr>
<tr><td>設置場所が第四地域の区域内にあるもの</td><td>４，２００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ　上記アに掲げる無線局以外の無線局</td><td>１，６５０円</td></tr>
<tr><td colspan="5">備考　この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ電波法別表第６備考第１号から第５号までに規定する「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」をいう。</td></tr>
</table>

６　５ＧＨｚ帯無線アクセスシステムの無線局の電波利用料に加算する金額（電波法１０３条の２第１０項）

<table>
<tr><td>無線局の種類</td><td>平成26年10月１日以降の加算額</td></tr>
<tr><td>移動する無線局</td><td>２０円</td></tr>
<tr><td>移動しない無線局</td><td>５７０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　無線設備の設置場所（移動する無線局にあっては、移動範囲）が、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県である場合に限る。
また、加算される期間は、平成２７年１１月３０日までとする。</td></tr>
</table>